

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市地域リハビリテーション推進センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「課長補佐、担当課長補佐及び」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項中「担当課長」を「担当部長及び担当課長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 センターに担当部長を置くことがある。

第3条第4項を削り、同条第5項中「担当課長、担当課長補佐」を「担当部長、担当課長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「担当課長補佐及び」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。

第4条第2項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第6条中「保健福祉局長は」の右に「、担当部長」を加え、「、担当課長補佐」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)